

権利擁護連絡会の開催状況について

熊本市高齢福祉課
熊本市成年後見センター

令和8年7月13日 令和8年度権利擁護連絡会を開催

<権利擁護連絡会の協議事項>

1. これまでの取り組みについて
2. 今年度の方向性・進め方について
3. ノウハウ共有の仕組みづくりについて
4. 課題の深掘りに伴うアンケートの実施について
5. 意見交換
6. 次回の権利擁護連絡会の協議題

1. 権利擁護連絡会の設置に向けた取組

権利擁護連絡会の設置目的

各相談支援機関等の連携の仕組みづくり

中核機関(熊本市成年後見支援センター)を事務局とし、地域包括支援センター、基幹相談支援センターによる**主体的な参加**により、実務者レベルにおける地域の権利擁護支援に係る課題等を把握・検討する会議体を目指す。

■第1回 権利擁護連絡会(令和7年7月30日)

議題① 連絡会の開催と相談機関相互の役割分担について

議題② 成年後見支援センターの役割について

議題③ 権利擁護支援における業務上の困りごとについて

■第2回 権利擁護連絡会(令和7年12月3日)

議題① 市長申立ての現状と受任調整会議のあり方について

研修 『相談者としての権利擁護を考える』～成年後見制度の活用～

講師:認定社会福祉士 柴藤千子氏(紫藤社会福祉事務所)

中核機関、地域包括支援センター及び基幹相談支援センターが相互の役割や機能について理解を深めるとともに、権利擁護支援における実務上の課題を共有することができた。今後は、課題の共有や解決に向けた検討、好事例の蓄積・共有等を通じて、より実効性の高い連携体制の構築に取り組む。

1. 権利擁護連絡会のこれまでの取り組みについて

令和7年度権利擁護連絡会
プレ会議資料より(一部改編)

権利擁護連絡会の位置づけ

地域連携ネットワーク

成年後見制度利用促進協議会

<審議事項>

- ・成年後見制度の利用促進
- ・成年後見支援センターの運営
- ・地域連携ネットワーク
- ・地域課題の検討・調整・解決

<委 員>

学識経験者・専門職・相談機関

<オブザーバー>

家庭裁判所、社会福祉協議会

助言(必要に応じ)



情報共有



報告(必要に応じ)

権利擁護連絡会 (仮称)

<実施目的>

- ・相談機関相互の役割分担の交通整理
- ・権利擁護支援に関する地域の諸課題の把握・検討

<参加者>

- ・地域包括支援センター
- ・基幹相談支援センター
- ・高齢福祉課、障がい福祉課
- ・成年後見支援センター(事務局)

決定事項の周知



諸課題の報告

地域包括支援センター、基幹相談支援センター

2. 今年度の方向性と進め方

これまでに共有いただいたご意見

- ①「権利擁護とは何か」の共通理解形成
- ② 一次相談機関と二次相談機関の役割分担
- ③ 市長申立て判断のプロセスの整理
- ④ 相談対応力の標準化・スキル向上
- ⑤ 受任者不足・担い手養成
- ⑥ 医療・施設側への普及啓発
- ⑦ 意思決定支援の実践整理
- ⑧ 会議体そのものの運営設計

今年度の方向性

- 相談機関相互の役割分担の整理と連携強化
 - 権利擁護支援に関する共通理解の形成
 - 実践的なノウハウの共有と相談対応力の向上
 - 現場課題の可視化と地域課題の抽出
- 課題の深掘りを行うため、アンケートを実施予定。今後重要なテーマや現場課題の抽出を行い、解決に向けた検討を実施していく

●進め方

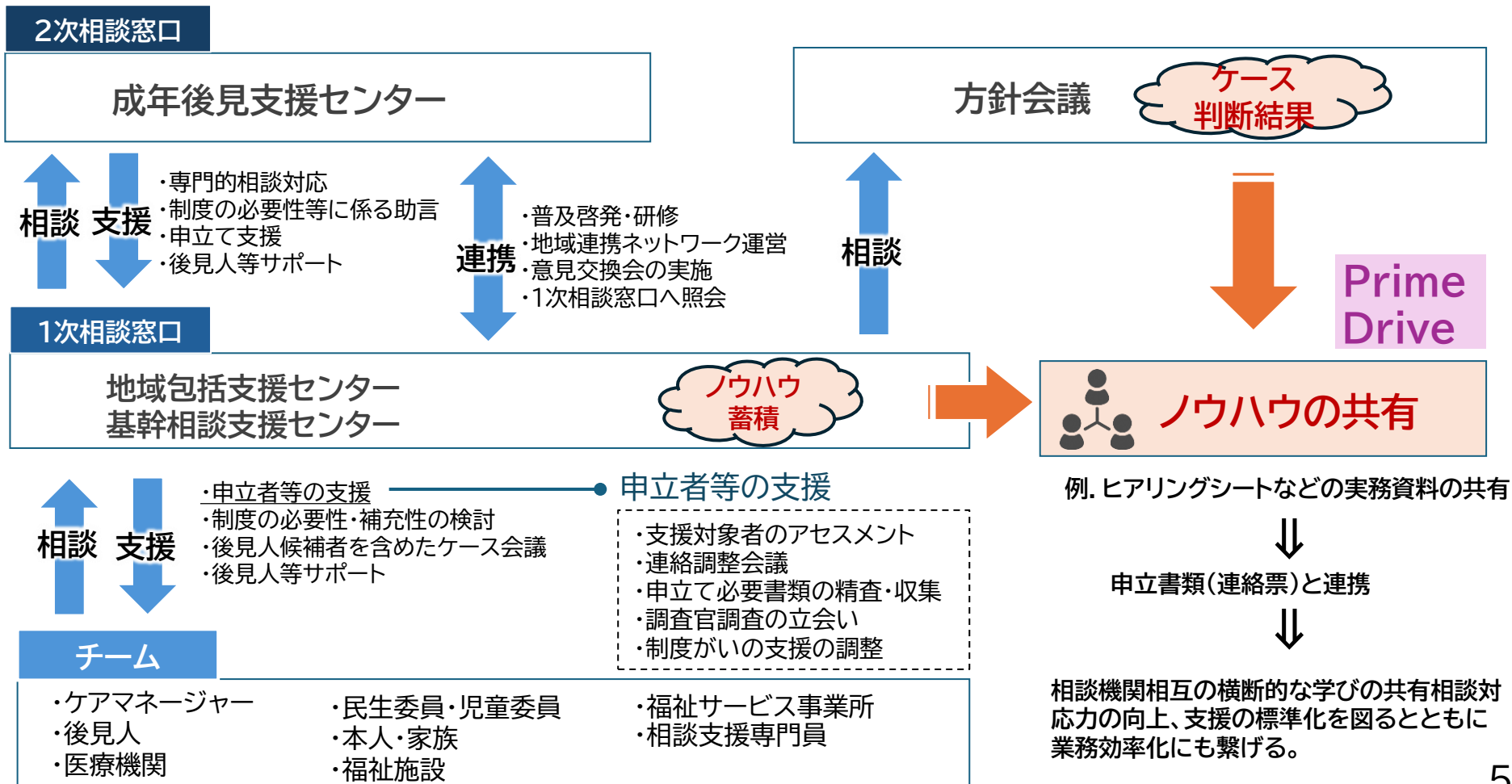
現場での課題や実践を共有し、相談機関相互の連携を深めるとともに、地域課題を整理し、協議会につなげる実務者会議を目指します。

- ・現場で生じている課題や実践事例を参加機関で共有する
- ・課題の整理・優先順位付けを行い、検討テーマを設定する
- ・テーマごとに実務的な検討を重ね、支援の質の向上につなげる
- ・地域課題として整理し、必要に応じて熊本市成年後見制度利用促進協議会へ報告・提言を行う。

3. ノウハウ共有の仕組みづくりについて(1)

- ・現場対応していくなかで、蓄積された各機関のノウハウや情報を横連携できるような仕組みや、方針会議の情報などをオープンにし、判断の一助にしてはどうか。
- ・現場で使用しているツールの共有や資料作成の省略などを試行してはどうか。

相談機関の役割分担イメージ図



3. ノウハウ共有の仕組みづくりについて(2)

●方針会議におけるケース検討結果の見える化

【方針会議】

市長申立ての相談又はセンターに寄せられた事案について、次に掲げる事項を検討

- ①成年後見制度利用の必要性に関すること(支援ニーズがあるか)
- ②成年後見制度利用の補充性に関すること(他に使える制度はないか)
- ③市長申立ての妥当性に関すること(市長申立てが適切か)
- ④成年後見制度以外の支援方法に関すること(どのような支援が必要か)
- ⑤その他必要な支援方針に関すること(支援全体をどのように進めるか)

見える化



ノウハウの共有

- ・方針会議で検討したケースの結果や判断の経過を整理する
- ・どのような情報をもとに制度利用の必要性を判断したのかを共有する
- ・専門職や相談機関が着目したポイントを蓄積する
- ・結果だけでなく、検討過程も共有することで実務力向上につなげる
- ・検討内容を事例集として整理し、相談支援の参考資料として活用する

PrimeDriveを活用し事例集として、蓄積・公開していく

4. 権利擁護支援に関する実態調査(アンケート)の実施について

実務レベルで地域連携ネットワークを機能させるための“実装会議”として

スライド4の地域連携ネットワークにおける権利擁護連絡会の目的は

- 1 権利擁護連絡会参加機関の連携を深めること
- 2 その中から地域課題を抽出すること
- 3 抽出した課題を協議会へ報告すること



- 現場実態の可視化(アンケートを用いた詳細調査)
- 各機関が感じている課題を共有財産化する
- その結果をもとにテーマ設定を行う ⇒ 連絡会で検討
- 協議会や施策に接続する

地域包括支援センターや基幹相談支援センターが日常業務の中で感じている権利擁護の課題を可視化することで、個別の悩みを地域全体の課題として共有し、実務レベルでの解決策の検討につなげる。

4. 権利擁護支援に関する実態調査(アンケート)の実施について

権利擁護連絡会 実態調査(アンケート)

1 調査目的

地域包括支援センター及び基幹相談支援センター等における権利擁護支援の実態や課題を把握し、地域の支援体制の強化及び関係機関の連携促進を図ることを目的とする。

2 調査結果の活用

調査結果を分析し、権利擁護連絡会及び熊本市成年後見制度利用促進協議会における協議・検討資料として活用する。

3 調査対象(組織・個人)

地域包括支援センター職員・基幹相談支援センター職員

4 調査方法

アンケートフォームによる回答(URLまたはQRコードから回答)

5 その他

(1) 調査期間 令和8年度中を予定

(2) 回答時間の目安 15分程度

(3) 留意事項 回答内容は統計的に集計し、個人や所属機関が特定される形では公表しない

4. 権利擁護支援に関する実態調査(アンケート)の実施について

権利擁護連絡会 実態調査アンケート

■アンケートの全体イメージ

アンケート① 各所属毎に回答を依頼する

組織



アンケート② 支援者個人単位で回答を依頼する

個人

個人

個人

(まとめ例)

- ・権利擁護支援・相談の実態
- ・成年後見制度利用促進分析
- ・制度の狭間にある課題
- ・身寄りのない方の課題
- ・中核機関に求められる機能
- ・今後、優先的に解決・整備すべき施策

5. 意見交換

主なご意見

- ・ 実務ツールや研修資料の共有による、相談対応力の底上げ
- ・ 経験の少ない職員・機関への支援及び資料作成等の効率化
- ・ 事例や相談内容の蓄積による、機関を越えた学びの促進

今後整理が必要な内容

- ・ 個人情報保護を踏まえた運用ルール(匿名化、閲覧権限、共有対象等)
- ・ 共有資料の正確性を確認する仕組み
- ・ 本人の意思や生活背景を尊重した活用方法
- ・ 実態調査の目的、回答負担、結果の活用方法の明確化

まとめ

まずは共有可能な資料から試行的に共有・運用を開始し、現場の意見を踏まえながら改善を図る。

6. 次回の権利擁護連絡会の協議事項(令和8年12月頃開催予定)

実務レベルで地域連携ネットワークを機能させるための“実装会議”として

本年度の取組事項

- 熊本市成年後見制度利用促進協議会の情報共有(継続)
 - スキルアップに係る取り組み(研修会の開催)
 - 地域課題に関する実態調査の実施(課題の把握・検討)
⇒今後の会の在り方の検討(検討テーマ・協議会への提言など)
- ①1回目:趣旨説明及び調査項目の意見だし
 - ②実態調査の実施⇒分析
 - ③2回目に結果報告・協議(検討テーマの設定など)

●令和8年度スケジュール(案)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
■協議会					★							★
■権利擁護連絡会				●					○			
実態調査				●								
研修										○		

権利擁護連絡会を、単なる情報共有の場にとどめず、地域の実践知を蓄積し、地域課題を抽出・整理しながら、成年後見制度利用促進協議会や施策形成へつなげる実務者会議として発展を目指す。